

紛失しないよう大切に保管してください。

※ 様式はコピーをして使用のこと

(月額貸与者用)

必 読

奨学資金 返還のてびき

福島県教育委員会

奨学資金の返還義務について

福島県奨学資金は、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的としております。

今回、奨学資金の貸与が決定になった奨学生の皆様には、貸与終了後に返還の義務が生じます。皆様一人ひとりからの返還金が次の奨学金貸与者に対する貸付の原資となりますので、奨学金制度を維持するためには、皆様方からの奨学金の返還は欠かせません。

奨学資金を利用する後輩のためにも、必ず返還の期限内に納付していただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、返還義務の大切さをよく御理解いただくために、返還を完了した先輩方のたくさんの「声」の中から2つをご紹介します。

この奨学金を借りることができ、自分の夢を実現することができました。

お金を理由に自分の可能性をあきらめることが少しでも無くなってほしいです。

どうか一人でも多くの人がこの奨学金で可能性が広がりますように。

(平成 25 年貸与生 女性)

返済にあたって、貸与金額が適当であったと感じた。

借りる時点では多い方が良いが、返す時点では、無理のない額であったと思われる。

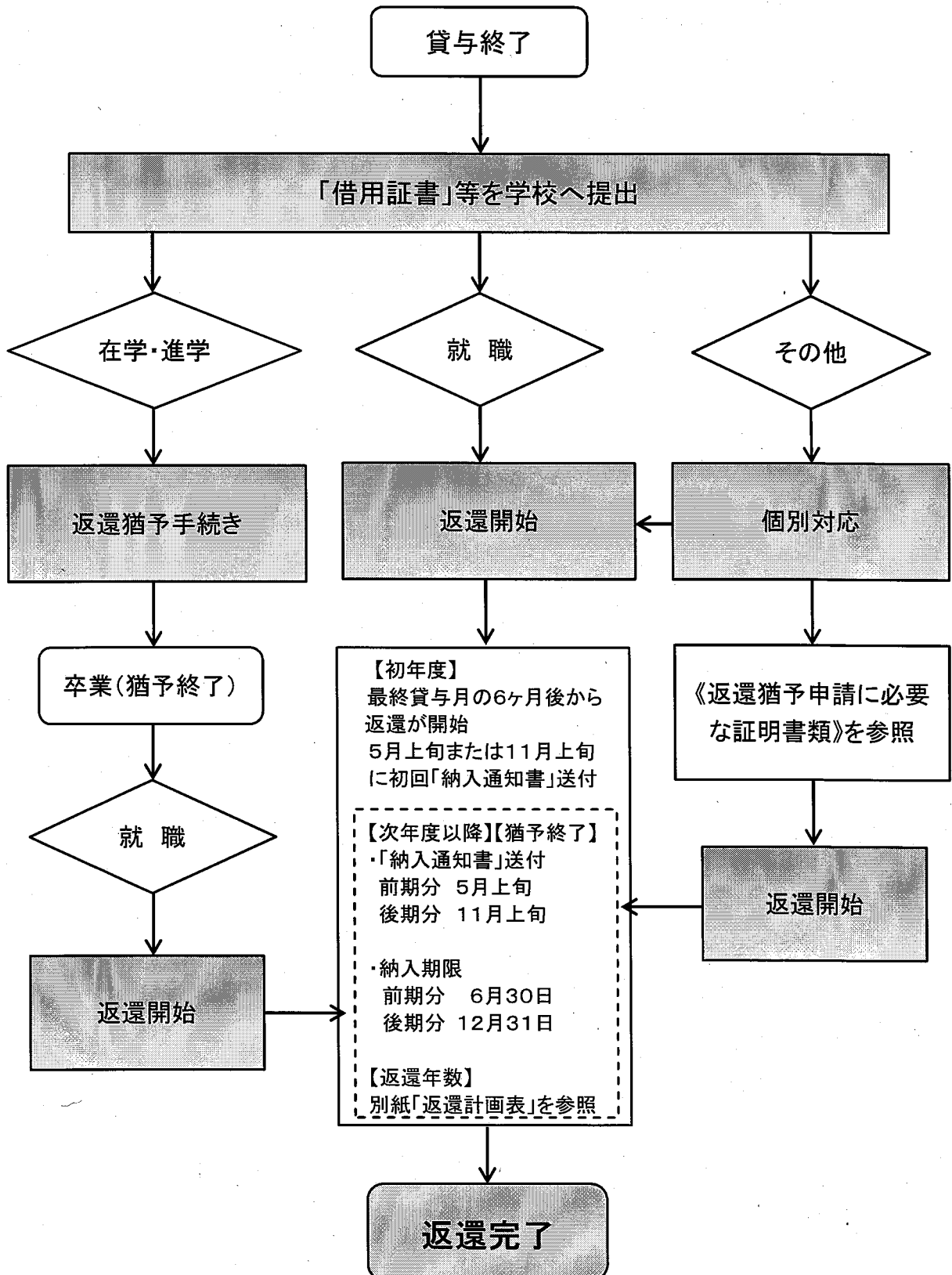
お陰様で自身の目標を達成でき希望する職業に就くことができました。

ありがとうございました。

感謝申し上げます。

(平成 15 年貸与生 女性)

貸与終了から返還完了までの流れ



返 還 に つ い て

1 納期限と返還方法

- ① 初年度は、返還が開始される月によって5月上旬または11月上旬頃に「納入通知書」を送付します。ゆうちょ銀行を除く銀行等の金融機関、または、コンビニエンスストアで納付（返還）していただきます。※納付場所は納付書の裏面に記載されています。
- ② 次年度からは前期分（納期限6月末日）と後期分（納期限12月末日）の返還になり、前期分は5月上旬、後期分は11月上旬頃に「納入通知書」を送付しますので、納期限までに遅滞なく納付してください。なお、銀行口座引き落としは行っておりません。
- ③ 県の指定金融機関及び収納代理金融機関での手数料は無料です。県外からでも納付は可能ですが、手数料がかかる場合がありますので、御了承ください。
- ④ 納入通知書を紛失した場合、再発行の手続きが必要となりますので、奨学資金担当までご連絡ください。

半 年 賦	前 期（4～9月）	後 期（10～3月）
納 期 限	6月30日	12月31日

※ 納期限日が土・日祝日等の場合はその日以降の金融機関の営業日になります。

2 一括返還について

返還期間中に返還残額すべてを一括で返還することもできますので、希望する場合は県教育委員会へご連絡ください。

3 返還金の督促

返還がなければ、連帯保証人・保証人にも返還を請求し、自宅等へ訪問する場合があります。

また、場合によっては、期限の利益を剥奪（※）し、裁判所へ支払督促の申立を行う等、法的手続きをとることがあります。

※ 「期限の利益を剥奪」とは、返還期日がまだ来ていない返還金も含めて全額の返還を請求することです。

4 延滞利息について

返還の納期限を過ぎて返還金を納めた場合は、返還金額に延滞した日数に応じ、年10%の割合で計算した延滞利息が課せられます。

5 返還の猶予について

卒業後、上級学校等に進学、又は災害、疾病等で、奨学資金の返還が困難な場合は、返還を猶予（一時返還を止め、納付を先に延ばす）することもできますので、「福島県奨学資金返還猶予願（様式第10）」を次頁の証明書類とともに納期限までに提出してください。

＜注意＞納期限が過ぎた場合は受付できません。

《返還猶予申請に必要な証明書類》

事 由	添付証明書	証明書発行者	猶 予 期 間	
上級学校に進学したとき	在学証明書	在学学校長	在学期間（１年毎に在学証明書を提出）	
上級学校以外の在学	在学証明書	在学学校長	１年毎に申請する。※１	
災害	り災証明書	市町村長・消防署長	その事実が継続している期間（１年毎に申請する）※１	
疾病	診断書等	医師		
生活保護受給者	生活保護受給証明書等	民生委員 福祉事務所長		
入学（受験）準備	その事実を明らかにする証明書	予備校長 出身学校長 等	通 算 ３ 年 が 限 度	１年毎に申請する。 ※１
失業中	雇用保険受給資格者証の写し等	職業安定所長		半年毎に申請する。
求職中	ハローワーク受付票の写し等	職業安定所長		
出産	母子健康手帳の写し等 ※２	市町村長		１回の出産につき 半年限度。
その他やむを得ない事由があるとき	その事実を明らかにする証明書	その事実を証明できる第三者		半年毎に申請する。

※１申請の時期により半年となります。

※２「出生届出済証明」の見開きページの写し（子の氏名の記載、市区町村長印の押印があるもの）

6 返還の免除について

奨学生及び奨学生であった者が死亡・心身障がいのため返還が困難になった場合は、願出により、返還残額の全部又は一部の返還が免除されることがありますので、県教育委員会へご連絡ください。

7 届出について

福島県奨学資金貸与条例施行規則第十二条により、奨学生であった者及び連帯保証人・保証人は、住所や職業の変更があった場合、直ちに文書で届け出るようになっております。巻末の様式により届出をしてください。（様式はコピーをして使用すること。）

なお、転居した場合には、住民票を移していなくても転居届の提出が必要となります。

《届出に必要な証明書類》

事由	届出様式	添付書類
転居※	改氏名・転居・勤務先（変更）届（様式第１）	「住民票」又は「居住証明書」（巻末） 「運転免許証の写」等
改氏名	改氏名・転居・勤務先（変更）届（様式第１）	該当者の「本籍記載の住民票」
勤務先変更	改氏名・転居・勤務先（変更）届（様式第１）	
保証人の変更	連帯保証人・保証人変更届（様式第８）	新たに保証人になる方の「住民票」（本籍記載のもの）

※ 転居先と納付書送付先が異なる場合（連帯保証人宅へ納付書を送付する場合等）は、その旨を届出用紙の余白に記入してください。ただし、郵便局へ転送届を出されている場合は、連帯保証人宅に届かない場合がありますのでご注意ください。

各届出用紙集

必要に応じてコピーしてお使いください。
各届出には証明書の添付が必要です。(前頁参照)

- | | |
|--------------|-------------------|
| 様式第 1 | 「改氏名・転居・勤務先（変更）届」 |
| 参考様式 | 『居住証明書』 |
| 様式第 8 | 「連帯保証人・保証人変更届」 |
| 様式第 9 | 「福島県奨学生死亡届」 |
| 様式第 1 0 | 「福島県奨学資金返還猶予願」 |
| 様式第 1 0 の記入例 | |
| 様式第 1 1 - 1 | 「福島県奨学資金返還免除願」 |

様式第 1

改氏名・転居・勤務先（変更）届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決 定 番 号	大・高・特例 第 号
	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）
氏 名（自署）

下記のとおり異動（改氏名、転居、勤務先変更）が生じましたので、届け出ます。

記

1 変更した者（いずれかを○で囲む）

本人 ・ 連帯保証人 ・ 保証人

2 旧 姓

3 新本籍

4 新住所

〒

自宅電話番号

携帯電話番号

5 勤務先

名 称

所 在 地

電話番号

注） 連帯保証人、保証人の転居等の場合もこの様式を用いること。

※ 寮生は学校作成の在寮証明書で可

(注) 実際の住所が住民票
と異なる場合のみ提

居 住 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 居住者の氏名

2 住居の所在地（〒・建物名・部屋番号も記入してください。）

3 居住の期間

年 月 日から現在（ 年 月）まで

年 月 日

証明者（住居の所有者又は貸主）

住所

氏名

印

連帯保証人・保証人変更届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決 定 番 号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学 校 名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 （ ）

下記のとおり変更しますので、届け出ます。

記

- 1 変更する者（いずれかを○で囲む） 連帯保証人 ・ 保証人
- 2 変更する理由（詳細に）

- 3 新しく連帯保証人もしくは保証人になる者

（フリガナ）

（1）氏 名（自署）

（2）生年月日

（3）本人との関係

（4）本 籍

（5）現 住 所 〒

電話番号 （ ）

（6）勤務先（無職の時は前職を外書する）

（7）年 収（税込）

- 4 旧連帯保証人もしくは旧保証人氏名

福島県奨学生死亡届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

(フリガナ)

氏 名 (自署)

住 所 〒

電話番号 ()

奨学生との関係 ()

次のとおり奨学生が死亡したため、戸籍抄本(除籍)を添えて届け出ます。

1 死 亡 者

決定番号 (大・高・特例 第 号)

(フリガナ)

氏 名

学 校 名

学年 (年度卒業)

2 死亡年月日

年 月 日

福島県奨学資金返還猶予願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決 定 番 号	大・高・特例 第 号
	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
出身学校名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

自宅電話番号（ ）

携帯電話番号（ ）

下記のとおり奨学資金の返還猶予を希望しますので、別紙証明書類を添えて願い出ます。

記

1 希望の返還猶予期間

年 月から 年 月まで

2 事 由（詳細に）

（出身学校における最終奨学資金受領 年 月分）

記入例

福島県奨学資金返還猶予願

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	〇〇 大・ <u>高</u> 特例 第 〇〇 号
	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	福島 太郎
出身学校名	〇〇高校

※基本は本人が記入

記入者 (本人) 連帯保証人・保証人)

(フリガナ)

フクシマ

タロウ

実際に住んでいる住所
(転居した場合は、転
居届と住民票も一緒に
提出)

氏 名 (自署)

福島 太郎

住 所 〒960-0000

福島県〇〇市〇〇町〇-〇

携帯番号で可

電話番号 090 (〇〇〇) 〇〇〇〇

下記のとおり奨学資金の返還猶予していただきたいので別紙証明書類を添えてお願いいたします。

記

学生の場合は
「在学証明書」

1 希望の返還猶予期間

令和 〇〇 年 〇〇 月から 令和 〇〇 年 3 月まで

2 事 由 (詳細に)

大学に進学した為

上級学校に進学した場合は
修業期間の最終学年まで

(出身学校における最終奨学資金受領 令和 〇〇 年 〇〇 月分)

※ 本人が心身の故障その他の理由により記入できないときは、連帯保証人又は保証人が記入すること。

福島県奨学資金返還免除願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

(フリガナ)

願 出 人 氏 名 (自署)

住 所 〒

電話番号 ()

本人との続柄 ()

(フリガナ)

連帯保証人 氏 名 (自署)

住 所 〒

(フリガナ)

保 証 人 氏 名 (自署)

住 所 〒

下記のとおり奨学資金の返還免除を希望しますので、別紙証明書を添えて願い出ます。

記

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 借用者氏名 | (決定番号 大・高・特例 第 号) |
| 2 借用金額 | 円 |
| 3 返還済の金額 | 円 |
| 4 返還未済の金額 | 円 |
| 5 免除を希望する金額 | 円 |
| 6 免除願出の事由 | |
| 7 病名等 | |

注) 添付書類

- (1) 死亡によるとき：本人の死亡を証する戸籍抄本又は個人事項証明書
心身障がいによるとき：その事実及び程度を証する書類（医師の診断書、身体障害者手帳等）
- (2) 返還不能の事情を記する書類（家庭状況書）
（家庭状況書……返還不能の事情、家庭の構成、資産状況、収入状況等を詳記すること。）
- (3) 連帯保証人及び保証人の所得証明書

福島県奨学資金貸与条例

昭和27年6月19日 福島県条例第58号

最終改正 平成25年3月26日 福島県条例第44号

とする者について五十万円以内とし、本人の希望、家庭の事情等を参酌して決定する。

(この条例の目的)

第一条 この条例は、福島県出身の者であつて、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もつて教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的とする。

(貸与を受ける者の資格)

第二条 奨学資金は、次に掲げる要件を具備している者に対して、申請に基づき貸与する。

一 品行が正しく、かつ、学術に優れていること。

二 次のアからウまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件を具備していること。

ア 県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは専修学校の高等課程（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な教授を目的とする修業年限二年以上の専修学校の高等課程で教育委員会が定めるものに限る。以下同じ。）に在学する者又は県内に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは在学する者 その者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。

イ 県外に所在する高等学校若しくは専修学校の高等課程に在学する者又は県外に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは在学する者 その者が当該県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校に入学し、又は転学するまで県内に引き続き六月以上住所を有しており、かつ、その者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。

ウ 大学（大学院を除く。以下同じ。）に入学しようとする者又は在学する者 その者が県内に所在する高等学校を卒業し、若しくは高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験若しくは同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格し（合格当時県内に住所を有していた場合に限る。）、かつ、大学に入学するまで若しくは大学に入学する目的をもつて住所を移転するまで県内に引き続き六月以上住所を有していたこと又はその者が県外に所在する高等学校を卒業し、かつ、卒業の日の属する月にこの条例に基づく奨学資金を受けていたこと。

エ その他教育委員会が定める者 教育委員会が特に認める事情にあること。

三 経済的理由により修学が困難であると認められること。

四 同種類の修学のための資金を他から受けていないこと。

(奨学資金の種類及び額)

第三条 奨学資金の種類は、月額貸与及び入学一時貸与とする。

2 奨学資金の額は、月額貸与にあつては次の表の上欄に掲げる学校等に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月額以内と、入学一時貸与にあつては高等専門学校又は大学に入学しよう

(貸与の期間)

第四条 月額貸与に係る奨学資金を貸与する期間は、月額貸与に係る奨学資金の貸与を受ける者の在学する学校の正規の修業期間とする。

(保証人)

第五条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、教育委員会が定めるところにより、保証人二人を立てなければならない。ただし、奨学資金の貸与を受けようとする者が災害により被害を受けた者である場合その他特別の理由があると教育委員会が認める場合については、保証人の人数を一人とすることができる。

2 前項の保証人のうち一人（前項ただし書の規定により保証人の人数を一人とした場合にあつては、保証人）は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の決定)

第六条 奨学資金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、教育委員会がこれを決定し、規則で定める方法により本人に通知する。

(奨学資金の交付)

第七条 月額貸与に係る奨学資金は、毎月本人に交付する。ただし、教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、数月分を併せて交付することができる。

2 入学一時貸与に係る奨学資金は、一括して本人に交付する。

(奨学資金の休止)

第八条 月額貸与に係る奨学生が休学したときは、この期間奨学資金を休止する。

(奨学資金の停止又は廃止)

第九条 奨学生が次の各号のいずれか（入学一時貸与に係るものにあつては、第五号又は第六号）に該当すると認められるときは、奨学資金を停止又は廃止する。

一 傷病などのために成業の見込みがないとき。

二 学業成績又は操行が不良となつたとき。

三 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。

四 第二条第二号ア又はイに該当する者が県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校に転学し、かつ、当該者及びその者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に住所を有しなくなつたとき。

五 死亡したとき。

六 その他奨学生として適当でないとき。

(奨学資金の返還)

第十条 奨学生は、卒業の月の六月後から二十年以内で教育委員会の定める期間内に、教育委員会で定める方法により、貸与を受けた奨学資金の全額を半年賦で返還しなければならない。ただし、事情によりその全部又は一部を一時に返還することができる。

2 奨学生が前項の規定により奨学資金を返還する場合以外の場合で次の各号のいずれか（入学一時貸与に係るものにあつては、第一号を除く。）に該当したときは、その月の六月後から

前項に準じて奨学資金を返還しなければならない。

- 一 貸与期間の満了
- 二 退 学
- 三 奨学資金の辞退
- 四 奨学資金の廃止

3 奨学資金は、無利息とする。

(借用証書)

第十一条 奨学生が卒業し、又は前条第二項各号の一に該当したときは、保証人と連署して、教育委員会が定めるところにより、奨学資金借用証書を提出しなければならない。

(返還猶予)

第十二条 奨学生であつた者が更に上級学校に進学したときは、その在学期間奨学資金の返還を猶予する。

2 災害、疾病その他正当の事由のために奨学資金の返還が困難と認められるときは、願出によつて相当の期間その返還を猶予することができる。

(返還免除)

第十三条 奨学生又は奨学生であつた者が、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた奨学資金を返還することができなくなつたときは、相続人若しくは保証人又は本人からの願出によりその全部又は一部の返還を免除することができる。

(延滞利息)

第十四条 奨学生であつた者が、正当な理由がなくて奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、^{じゅん} 閏 年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 前二項の規定により計算した延滞利息の額が百円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(その他)

第十五条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の福島県奨学資金貸与条例第三条、第十条、第十一条及び第十四条の規定は、この条例の施行の日以後新たに奨学資金の貸与を受ける者について適用し、同日前において改正前の福島県奨学資金貸与条例の規定に基づき奨学資金の貸与を受けている者に係るこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第二条第二号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第一条の改正規定(「はかり」を「図り」に改める部分に限る。)及び第九条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

区 分			月 額
高等学校	国立及び公立の 高等学校	自宅通学のとき	18,000円
		自宅外通学のとき	23,000円
	私立の高等学校	自宅通学のとき	30,000円
		自宅外通学のとき	35,000円
専修学校の高等課程	国立及び公立の 専修学校の高等課程	自宅通学のとき	18,000円
		自宅外通学のとき	23,000円
	私立の専修学校 の高等課程	自宅通学のとき	30,000円
		自宅外通学のとき	35,000円
高等専門学校			18,000円
大 学	国立及び公立の大学		35,000円
	私立の大学		40,000円
備考			
一	「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう。		
二	「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。		

福島県奨学資金貸与条例施行規則

昭和42年4月 1日 教育委員会規則第 8号

最終改正 令和 3年3月30日 教育委員会規則第15号

(貸与の申請手続)

第一条 福島県奨学資金貸与条例(昭和二十七年福島県条例第五十八号。以下「条例」という。)の規定により奨学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奨学生願書(第一号様式)に当該申請者が現に在学する学校の長(現に学校に在学していない申請者にあつては、直近の卒業又は修了に係る学校の長。以下「在学等学校長」という。)の発行する奨学生推薦調書(第二号様式)及び教育長が別に定める書類を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、申請者のうち条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者にあつては、奨学生推薦調書を申請書に添付することを要しない。

(保証人)

第二条 条例第五条第二項の規定により連帯して債務を負担する保証人は、県内に居住する成年者(奨学生(奨学資金の貸与を受ける者をいう。以下同じ。)が未成年者である場合にあつては、親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と教育長が認めた者)であつて、独立の生計を営み、かつ、奨学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

2 条例第五条第一項本文の保証人のうち前項の保証人以外の保証人は、成年者であつて、独立の生計を営み、かつ、奨学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

(選考)

第三条 奨学生の選考は、教育長が第一条の規定により提出された書類を審査して行うものとする。この場合において、教育長は、必要があると認めるときは、当該書類の審査のほか、面接をあわせて行うことができる。

(奨学生の決定の通知)

第四条 条例第六条の規則で定める方法は、在学等学校長を経由した文書の本人への交付とする。ただし、条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者の入学一時貸与の決定については、本人への交付とする。

(奨学資金の交付方法)

第五条 奨学資金は、奨学生が指定する本人名義の銀行口座への口座振替の方法によつて交付する。

(誓約書の提出)

第六条 奨学生として決定された者は、速やかに誓約書(第三号様式)を教育長に提出しなければならない。

(奨学資金の返還の期間及び方法)

第七条 条例第十条第一項に規定する教育委員会の定める期間は、別表の上欄に掲げる奨学資金の種類ごとに同表の中欄に掲げる貸与を受けた奨学資金の総額に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

2 条例第十条第一項に規定する教育委員会で定める方法は、半年賦の均等返還の方法とする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(奨学資金借用証書等の提出)

第八条 条例第十一条の規定による奨学資金借用証書の提出は、教育長が定める期間内での、既に貸与を受けた奨学資金に係る奨学資金借用証書(第四号様式)及び奨学資金返還明細書(第五号様式)の提出とする。

(返還の猶予の申請の手続)

第九条 条例第十二条第一項の規定により奨学資金の返還の債務の履行を猶予される者は、同項の規定に該当するに至つた日後速やかに当該規定に該当することを証するに足る書類を教育長に提出しなければならない。

2 条例第十二条第二項の規定により奨学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、同項の規定に該当することを証するに足る書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除の申請の手続)

第十条 条例第十三条の規定による奨学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、同条の死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由が存するとを証する書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(学習状況等の報告)

第十一条 奨学生(入学一時貸与に係る者を除く。)は、学校等に在学する間は、毎年度一回教育長が別に定めるところにより、学習の状況等を報告しなければならない。

(届出)

第十二条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、文書で、その旨を教育長に届け出なければならない。この場合において、当該奨学生が心身の故障その他の理由により届け出ることができないときは、保証人が当該奨学生に代わつて届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
- 二 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。
- 三 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは保証人について破産手続開始の決定その他保証人として適当でない理由が生じたとき。
- 四 その他重要な変更があつたとき。

2 奨学生は、保証人を変更しようとするときは、その旨及びその理由を記載した書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 奨学生が死亡したときは、奨学生の遺族又は保証人は、死亡の事実を証する書類を添えて、文書で、その旨を教育長に届け出なければならない。

- 4 前三項の規定は、奨学資金を返還しなければならない者でまだその全部又は一部を返還していないもの及び返還の猶予を受けている者について準用する。

(書類の経由)

第十三条 奨学生になろうとする者又は奨学生がこの規則の規定により教育長に提出する書類は、在学等学校長を経由して提出しなければならない。ただし、条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者に係る奨学生願書及び入学一時貸与に係る誓約書の提出については、在学等学校長を経由することを要しない。

(委 任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、奨学生の選考の手続きその他条例の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとさ別表（第7条関係）

れる同法の施行前にされた破産の申立て又は同法の施行前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第一号様式記載上の注意（5）の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則等に基づき提出、通知又は作成されている届出書等の書面は、それぞれ改正後の規則等に基づき提出、通知又は作成されている届出書等の書面とみなす。

奨学資金の種類	貸与を受けた奨学資金の総額	期 間
月額貸与	400,000円以下	7 年
	400,000円を超え600,000円以下	8 年
	600,000円を超え800,000円以下	9 年
	800,000円を超え1,000,000円以下	10 年
	1,000,000円を超え1,200,000円以下	11 年
	1,200,000円を超え1,400,000円以下	12 年
	1,400,000円を超え1,600,000円以下	13 年
	1,600,000円を超え1,800,000円以下	14 年
	1,800,000円を超え2,000,000円以下	15 年
	2,000,000円を超え2,200,000円以下	16 年
	2,200,000円を超え2,400,000円以下	17 年
	2,400,000円を超え2,600,000円以下	18 年
	2,600,000円を超え2,800,000円以下	19 年
	2,800,000円を超えるもの	20 年
入学一時貸与	500,000円以下	4 年